

令和4年度

第6回第二農地部会定例会議事録

令和4年9月30日（金）

頸城コミュニティプラザ2階 202・203会議室

令和4年度 第6回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年9月30日(金) 午前9時30分  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	1番	小山 一成
9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一	17番	岩崎 欣一
20番	竹原 よし子	21番	望月 博	22番	山本 誠信

(2) 農地利用最適化推進委員(11名)

(浦川原区) 田鹿 敏行、(大島区) 高橋 三登一  
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、小池 孝志、(頸城区) 上井 康二、大島 伸一  
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫

2 欠席委員

(1) 農業委員…2番 五十嵐 隆一、18番 長瀬 一成、24番 笠原 浩一の3名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一  
(浦川原区) 井部 慎一、(大島区) 田邊 清一  
(柿崎区) 長井 恒夫、(大潟区) 細谷 正夫  
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一の8名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵	
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明	
大島区駐在室	班長	上野 元之	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主任	関間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸	
三和区駐在室	班長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 小山 一成 17番 岩崎 欣一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

議案なし

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午前9時30分  それでは、これより令和4年度第6回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】  会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】  事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員3名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員11名、欠席推進委員8名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】  次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>17番 岩崎 欣一 委員、1番 小山 一成 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】  次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、20番 竹原 よし子 委員に読み上げていただきます。</p> <p>竹原委員、よろしくをお願いいたします。</p>
竹原委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>竹原委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】  それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》  最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号2103番をご覧ください。

譲渡人が県外に居住しており、耕作できないため、経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大滝委員

農地法第3条調査票の「第2項第5号」下限面積要件欄の取得前面積と取得後の面積が同じなのはなぜか。

安塚区  
駐在室

譲受人は、当該地について賃貸借権を設定しており、経営面積に含まれています。そのため、売買後も同じ面積として記載しました。

議 長

他に質問等ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<浦川原区駐在室の議案>

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号2510番から2511番までの2件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 2頁、番号2509番をご覧ください。 譲渡人が労力不足のため、贈与により所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>&lt;大島区駐在室の議案&gt;</u> 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願ひいたします。  
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。  
1 頁、番号 2903 番をご覧ください。

譲渡人は、体調不良により耕作できないため、近隣で耕作している譲受人に相談したところ、合意に至ったため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件を説明した 2 頁、番号 2979 番から番号 2981 番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

番号 2981 番の終期は、他の契約している筆と合わせるため、令和 8 年 4 月 7 日に設定するものです。

これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**≪牧区駐在室の議案≫**

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞**

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。1 頁、番号 3385 番、3386 番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**≪柿崎区駐在室の議案≫**

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞**

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。



柿崎区  
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3747 番から 3748 番までの 2 件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付 2 件です。  
なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

2 頁、番号 3704 番から 3705 番までの 2 件をご覧ください。

番号 3704 番は、柿崎区高寺地内の農地を「除雪車及び従業員駐車場」に転用するものです。

3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、柿崎区内で建設業を営んでおりますが、冬期間、除雪車の駐車スペースとして敷地内の従業員駐車場の一部を使用していることから、新たに駐車場を確保し、不足の解消を図るものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、事業計画は、法人の事業に必要な「除雪車及び従業員駐車場」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は、隣接する用途廃止部分の土地も利用し、19 台分の駐車スペースを確保するものです。

工期は、許可後から令和 4 年 12 月 31 日までです。

転用にあたり、東側の農道との境界に、L 型擁壁を設置し、南側の農地に隣接する農道法面部分には、転圧を行うほか、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

番号 3705 番は、柿崎区三ツ屋浜地内の農地を「一般個人住宅」に転用するもので

す。

5 頁に位置図、6 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内で両親と同居していますが、子供の成長に伴い、手狭であることから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。

申請農地は、柿崎都市計画区域の第一種住居地域に位置しているため、農地区分は、第 3 種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、住宅及びカーポートで、建築面積 99.97 m<sup>2</sup>、建蔽率は 20.24% です。

工期は、令和 4 年 10 月 15 日から令和 5 年 4 月 10 日までです。

転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 4 件を説明いたします。7 頁、番号 3918 番から 8 頁、3921 番をご覧ください。

番号 3918 番は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、新たに利用権を設定するものです。

番号 3919 番、3920 番は、これまで相対契約で利用権設定していた農地を合意解約により、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

この案件については、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

番号 3921 番は、これまで貸し手が自作していた農地を新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと

判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 〈頸城区駐在室の議案〉

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

#### 〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁をご覧ください。番号5307番から5310番までの4件です。  
いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、機構へ貸付予定です。  
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### 〈議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について〉

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。  
2頁、番号5305番及び番号5306番をご覧ください。

番号 5305 番は、頸城区五十嵐地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。

3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、市内の借家で妻と子の三人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い、生活スペースが手狭となったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、事業計画は「一般個人住宅」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

工期は、令和 4 年 10 月 20 日から令和 5 年 3 月 31 日までです。

転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

番号 5306 番は、頸城区島田地内の農地を「組合事務所、農機具格納庫、乾燥調製施設」に転用するものです。

5 頁に位置図、6 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、昭和 40 年代前半に、地権者と合意の上、組合事務所や農機具格納庫、乾燥調製施設などの農業用施設を建設しましたが、農地転用に関する手続きを行っていなかったため、追認申請を行うものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、事業計画は「組合事務所、農機具格納庫、乾燥調製施設」であり、農業用施設に該当するため、許可は可能となります。

なお、今回の許可申請に併せ、これまでの経緯、並びに今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。7 頁、番号 5431 番から 5433 番をご覧ください。

番号 5431 番及び番号 5432 番は、新規に利用権を設定するもので、契約期間は 6 年です。

なお、これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 《吉川区駐在室の議案》

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 6234 番から 6236 番までの 3 件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕 1 件、耕作者へ売却 2 件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明いたします。2 頁、番号 6340 番、6341 番をご覧ください。

番号 6340 番は、これまで農地中間管理機構を通じて利用権設定していた農地を、合意解約により、当該農地の耕作者である譲受人へ売買により所有権移転するものです。この案件は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

番号 6341 番は、譲渡人が財産処分のため、近隣で耕作している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<三和区駐在室の議案>

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

1 頁、番号 8606 番をご覧ください。

2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。  
申請農地は三和区野地内の田 1 筆 567 m<sup>2</sup>です。

申請者は現在、区内で両親と共に暮らしていますが、子供の成長により、手狭となったことから、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地と判断されますが、事業計画は「一般個人住宅」であり、許可基準の「住宅その他土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は、住宅1棟72.04㎡、カーポート1棟41.19㎡となり、建蔽率は17.3%、工期は、許可日から令和4年12月20日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は道路側溝への排水と、地下浸透で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。4頁、番号8670番、8671番をご覧ください。

いずれも再設定で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
議 長	【7. その他】 他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
上野部会長	他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	上野部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。  (岸田職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【9. 閉会】 以上をもちまして、令和4年度第6回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。  午前10時05分終了  (農地部会終了後、地区会議開催)